

佐賀県訓令甲第九号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十三日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の表の農林水産商工本部の項中「香港特別行政区」の下に「及び遼寧省瀋陽市」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十三年九月十五日から施行する。